

## 第15回食料・農業・農村政策審議会

日時：平成19年4月11日（水） 10:00～12:00

会場：三田共用会議所 4階 第四特別会議室

**○上原会長** それでは、時間になりましたので、ただいまから第15回の食料・農業・農村政策審議会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

本日は生源寺委員、田嶋委員、宮田委員、森野委員、山本委員が所用によりご欠席されております。

なお、中村委員におかれましてはご都合により去る3月に委員を退任されまして、新たに松本広太さんが委員にご就任されましたので、ご紹介いたします。

松本委員、よろしくお願いいたします。

**○松本委員** 松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○上原会長** 食料・農業・農村基本法第14条第3項におきましては、政府が毎年講じようとする施策を国会に提出する際には当審議会の意見を聞くことになっております。それで、本日は「平成19年度食料・農業・農村施策」（案）を議題としましてこの審議会で審議をしたいと思っております。

審議は公表されておりました、一般公募によって12名の方が傍聴されております。

なお、本会議は一応正午までとなっておりますので、審議にご協力をお願いしたいと思います。

初めに、小林事務次官からご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**○小林事務次官** おはようございます。ご紹介いただきました事務次官の小林でございます。第15回目になりますこの審議会の開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げたいと思っております。

皆様方にはご多忙の中をお集まりいただきまして、ありがとうございました。また、常日ごろ私どもの政策推進にご支援ご協力いただきまして、厚く御礼申し上げたいと思っております。

ちょうど新年度を迎えまして、私どもいろいろな施策の展開を広げていかなくちゃいけ

ないと思っているところがございますが、ちょうど先般、4月4日になりますけれども、「21世紀新農政2007」と、こういったものを総理が本部長をされております政府としての食料・農業・農村政策推進本部におきまして決定いただきました。私どもの政策はご案内のとおり、食料・農業・農村基本計画に基づきまして鋭意進めておりますが、そういった中で現時点でさまざまなポイントを整理して重点的に推進していきたいということで政府全体としてとりまとめたものでございます。

5つの柱がございまして、そのうちの1点目が食と農に関する新たな国家戦略の確立と銘打っておりますけれども、今非常に国際的に食料事情が不透明感を増している。ちょうど地球温暖化の問題その他ございますけれども、非常に需給構造も変わってきているなど。そういう中でまさに食料の安定供給ということを考えたときにいろいろな世界の状況あるいは今後の動向というものをきちんと私ども把握して、それをベースに国民的理解のもとにいろいろな施策を進めていかなくちやいけないだろうと、そういうことを思いを新たにしていこうと、これが1つの柱でございます。

また、輸出促進ですね、これは私どもの新しい政策の柱として進めておりますが、これも目標を定めて進めていこうと。ちょうど今朝ほど中国に対する米の輸出、この検疫条件が1つの課題になっておりますけれども、ちょうど松岡大臣と先方の大臣の署名が行われて道筋がつけられたところがございます。そういったこともありますし、当然のことながらWTO、EPA、こういった課題にも積極的に取り組んでいこうと、これが1つの柱でございます。

それから、2つ目は、そういったグローバル化の中でとりわけ農業の体質強化を急がなくちやいけない。これはちょうど今年から私ども3つの柱と言っておりますけれども、農業の体質強化のための品目横断的経営安定対策、それから新しい米対策、それからさらには環境という形で農地・水・環境ですね、こういった対策を進めていこうと、これがちょうどスタートするものですから、これを現場で関係の皆さんに理解されてきちんと所期の目的どおり進めていくと、それが1つの大きなポイントでございます。

それから併せまして、これからの体質強化の1つのネックになっております農地の問題がございまして、とりわけ農地を面的に集積すると、このための対策をやはり急ごうという形で、これはいろいろな諸制度を含めて抜本的な見直しをして新しい方向づけをしていきたいと、こんなことが柱になっているわけでございます。

また3点目は、食料政策の中でも大きな重要事項であります食の安全と消費者の信頼の

確保ということです。この中では今回新たに生産から食卓まで適格な工程管理、こういうものをさらに進めていこうというようなことをやっておるところでございます。

それからさらには資源環境対策であります、とりわけバイオマスの利活用等は政府としての長期目標を出しておりまして、世界的にもアメリカ、ブラジルといったところでバイオエネルギーの取組が積極化しておりますし、冒頭申し上げました食料政策ということと合わせて食料だけじゃなくいろいろな資源的なサポートとしても取り扱われていくというそういった流れなものですから、その中で私どもの国内の対応、それから国際的な関係というのをどういうふうに整理していくかというのが1つの課題でございます。

それからもう1つが農山漁村の活性化でありまして、とりわけやはり農山村地域に人に来ていただくと、定住が一番望ましいんですけども、定住までいかななくてもいろいろな形で地域に来ていただいて交流というような形を進めていくと、こんなことも制度も含めてやっていきたいという形で私どものこれから重点事項として取り組んでいきたいと思っております。ぜひ皆様方にもご理解いただきまして、いろいろなご支援をいただければと思っております。

本日は今、会長からもお話にございました私どもの白書、ちょうど今申し上げましたように政策を進めていく上でもこの白書に盛り込まれたことを国民の皆さんにきちんと理解いただいて、それでご支援をいただくということが非常に大事になっておりますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

今日はどうもありがとうございました。

**○上原会長** どうもありがとうございました。

それでは、本日の議題であります「平成19年度食料・農業・農村施策」(案)についての諮問を、松岡農林水産大臣に代わりまして事務次官からお願いしたいと思います。よろしくお祈りします。

**○小林事務次官** これまで当審議会では19年度の食料・農業・農村施策の案をとりまとめたいただきました。本日、松岡大臣は、ちょうど国会審議がございまして出席できませんので、代わりまして私の方から諮問文を読み上げさせていただきます。

食料・農業・農村審議会会長

上原 征彦 殿

平成19年度食料・農業・農村施策について

標記について、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第14条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

（諮問文授与）

よろしくご審議お願いいたします。

○上原会長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいま農林水産大臣から諮問のありました施策（案）につきまして、審議を進めてまいりたいと思います。まず、事務局から諮問案についてのご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○中村情報課長 情報課長の中村でございます。よろしくようお願いいたします。

お手元には「議事次第」、それから「委員名簿」がございまして、その下に「配布資料一覧」、それから「資料」と「参考資料」が1から3までであると思います。ご確認いただきたいと思います。

ただいま行われました諮問につきましては、講じようとする「平成19年度食料・農業・農村施策」についてでございますけれども、どのように現状を分析し、この19年度施策に至ったかという観点から、動向編の概要を中心にご説明をいたしたいと思います。向かって右肩に「参考資料1」と書いてございます「平成18年度食料・農業・農村の動向の概要（案）」という資料をごらんいただきたいと思います。

まず、表紙をめくっていただきますと、動向編のポイントを整理しております。今回の動向編では一番上にごございますように、食料自給率の向上や食料供給力の強化、WTO交渉やEPA/FTA交渉、安全な食料の安定供給の重要性について解説をしております。

それから、真ん中にごございますように、農業の担い手の育成・確保に向けた取組、農業ベンチャー等の動向、国産バイオ燃料の生産拡大や農産物輸出促進に向けた取組等につきまして解説をしております。

それから、下の方にごございますが、農村の動向や農村資源の保全・活用の取組、農村地

域の活性化に向けまして都市に集積した人材、知見等を活かす重要性について解説をいたしまして、食料・農業・農村基本計画に基づきます主要施策の進捗状況や現場でのさまざまな取組の状況につきまして国民の理解と関心を深めることにポイントを置いて作成したつもりでございます。

めくっていただきますと、目次がございます。全体構成でございますけれども、第Ⅰ章から第Ⅲ章に大きく分けてございますけれども、その冒頭に最近特に関心が高く、また重要だと考えられる事項につきましてトピックスを記載するという形にしてございます。このトピックスの部分は各章の該当部分の要約的な意味合いもございます。

1枚めくっていただきますと、トピックスの1番目の項目で「食料自給率向上の意義と効果」でございます。ここでは食料自給率の意味と低下した背景や要因、それから世界的にひっ迫する恐れを指摘されております食料需給を踏まえまして、食料の多くを輸入に頼ることの危険性、それから食料輸入がとまった場合に国内生産のみで供給できる食事は、大体1人1日当たり2,020キロカロリーであることを示しつつ、食料自給率の向上に向けた取組を通じて食料供給力の強化を図る必要性につきまして記述しております。

右のページは2つ目の項目の「担い手への施策の集中化・重点化」でございます。強じんな農業構造の確立に向けまして、担い手を目指す若者が一人でも増えるよう、新規就農から担い手になるまでの経緯を示しつつ、品目横断的経営安定対策等による担い手の育成確保の重要性について記述しております。

めくっていただきまして3つ目の項目の「農業・農村の新境地の開拓」でございます。まず「バイオマスの利用の加速化と地球環境対策」としてまとめてございますが、今年の11月の総理指示に基づきます国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表、バイオマスの利活用の取組を紹介いたしますとともに、地球温暖化対策や生物多様性保全の取組の重要性についても記述をしております。

右のページは「農産物の輸出促進の動向」でございます。ここでは我が国の農産物輸出の状況や2013年までに輸出額を1兆円規模とすることを目標にした輸出促進に向けた取組、総合的な輸出戦略の策定の必要性について記述をしております。

めくっていただきまして、トピックスの4つ目の項目の「農村地域の活性化」ですが、最初に「農業の多面的機能と農村資源の保全・活用」ということで、農業、森林、水産業の有する多面的機能、19年度から始まります農地・水・環境保全向上対策を通じた農村資源の保全・活用の重要性について記述をしております。

右のページの「都市と農村の共生・対流の促進」の部分ですが、都市に集積した人材、技術、知見の活用を通じた農業経営の安定化といった、活力ある農村の実現に向けた取組について記述をしております。

1枚めくっていただきますと、いよいよ第I章に入ります。「食料自給率の向上と食料の安定供給」ということですが、最初に(1)といたしまして、「世界の食料事情と農産物貿易交渉」ということで、上の方で地域別の農産物貿易額の変化、それから下のグラフで貿易率が低くて特定の国や地域が大きな割合を占める貿易構造であることを記述をしております。

また、右のページにございますように、期末在庫率が低下している、需要が増大している、生産に不安定要因がある、特に、米国でとうもろこしについて燃料用エタノール需要の増大等がある、そういうことで世界の食料需給がひっ迫する可能性が指摘されているといったことについて記述しております。

9ページでは、我が国の農産物輸入の状況についてまとめてございます。我が国は世界最大の農産物純輸入国で、農産物輸入が特定の国に依存していることから、国内農業生産の向上を図りつつ、安定的な農産物輸入の確保を図ることの重要性について記述をしております。

右の10ページでは、WTO農業交渉の経過と、交渉に臨む我が国の考え方を紹介しております。

次のページにございますが、EPA/FTA交渉をめぐる状況を概観いたしますとともに、特に関税を撤廃した場合の食料自給率が40%から12%に低下するといったようなことを示しつつ、関税の持つ意味が非常に大きいことを記述しております。

次に、12ページからは(2)の「食料消費と食料生産の動向」の部分でございます。近年、畜産物や油脂類の消費の増加、米の消費の減少が見られます。そういったことが食料自給率の低下に結びついていること、ライフスタイルの変化が食の外部依存の傾向を高めていることを記述しております。

1枚めくっていただきまして、13ページでは今後単身世帯の増加に伴いまして食の外部依存の傾向が強まる傾向があり、加工食品や外食への輸入品仕向割合が総じて上昇傾向で推移している中で、食品産業と国内農業の連携強化の重要性について記述をしております。

14ページからは農業生産の状況を概観しております。農業総産出額は需要が減少しております米を中心に昭和60年以降減少傾向にあること、それから、野菜とか果実といった副

食となる品目につきまして消費と生産のバランスが崩れてきていることから、消費者等のニーズを的確に把握した農業生産の展開の重要性について記述をしております。

めくっていただきますと、トピックスでも取り上げました食料自給率についてより詳しく記述をしております。15ページはその推移、それから16ページでは食生活が大きく変化し、国内生産では供給が困難な農産物の輸入が増加したことと、国内生産が減退したことが食料自給率の低下に影響したことについて記述をしております。

次に、17ページでございますが、食料自給率の向上には飼料自給率の向上が重要でございます。そのため、稲発酵粗飼料とか飼料用米の取組が重要であることについて具体的な事例を示しつつ記述をしております。

右のページでは自給率目標45%の達成に向けまして、食料自給率向上協議会のもとに可能な限り定量的な目標を行動計画に掲げて取組を推進していることを記述しております。

また、左下にありますが、ご飯を1食につきもう一口食べれば食料自給率が1%上がるといったようなことや、右の方ではフード・マイレージの概念に基づく試算によりまして、食料輸入に要した輸送に伴う二酸化炭素の排出量が多いことも紹介し、食料自給率をより身近に感じてもらえるような記述をしております。その上で、平素から食料供給力を強化していくことの必要性について記述をしております。

1枚めくっていただきまして第2節に入ります。(1)の「食品の安全確保の取組」ですが、食品の安全確保のためには農場から食卓までの安全確保の徹底が必要であるといった認識のもと、農林水産省をはじめとする関係省庁の取組を整理して記述しております。

また、(2)の「動植物防疫等の取組」では、鳥インフルエンザの発生に対する対応状況や、右のページにもございますように、新型インフルエンザの発生の防止のために鳥インフルエンザ段階の制圧ということが重要ですので、アジア各国への積極的な国際貢献を行っていることや、農業、環境、医療の連携が重要であることを記述しております。

(3)の「消費者の信頼確保の取組」では、トレーサビリティ・システムの導入率や食品表示の状況について記述をしております。

21ページからは第3節に入りますが、まず(1)の「食育の推進」。ここではメタボリックシンドロームや孤食、朝食の欠食が大きな問題であることを指摘し、右のページでは食事バランスガイドを活用して日本型食生活の実践が必要なこと、市区町村等で教育ファームのさらなる推進が必要ではないかといったことについて記述をしております。

1枚めくっていただきまして(2)の「地産地消の推進」でございます。全国展開して

いる状況、また柔軟性、多様性を持った取組や、右のページにございますように、生産者をはじめとして教育機関や行政、消費者団体等の多様な主体による連携が重要であることを記述しております。

1枚めくっていただきまして、25ページからは(3)の「食料産業の取組」の部分でございます。上の方にありますように、食料産業の現状を紹介いたしますとともに、右のページにありますように食品産業における廃棄物の発生量の着実な抑制の必要性等について記述しております。また、右下にございますけれども、東アジアも視野に入れた食品産業の活性化について記述をしております。

1枚めくっていただきまして27ページからは第Ⅱ章の「農業の体質強化と新境地の開拓」の部分でございます。まず(1)の「農業経済の現状」では、農業総産出額が米の産出額の減少による影響を受けまして減少傾向にあること、それから、農家の所得や負債の状況を説明しております。

また、右のページからは(2)の「農業従事者、新規就農者の動向」でございます。農家戸数や農業従事者が減少し、また高齢化していることをお示ししております。

続く29ページでは新規就農者の状況につきまして、全体として増加傾向にはございますが、半数を60歳以上が占めており、若者や団塊世代等の再チャレンジに対してきめ細かな支援が必要であることを記述しております。

また右のページは「(3) 女性農業者の参画の推進」と、今回新たに項目を立てまして、女性農業者の役割を適正に評価し参画を推進することが必要であるといったことについて記述しております。

1枚めくっていただきまして、「(4) 農業における外国人労働者の動向」でございます。これも今回新たに項目を立てた部分でございますが、外国人労働者の現状とともに、研修・技能実習制度について、農業の実態に合った受入れ体制の整備や、受入れ機関における制度の理解と適切な運用が必要といったことについて記述をしております。

右のページからは第2節に入りますが、まず(1)の「担い手と農業経営の動向」として、認定農業者が増加傾向にあること、それから、集落営農の組織化等の取組が進展していますけれども、集落営農組織化による規模拡大は所得向上等のメリットがあることを示しております。

また次のページでは、大規模経営ほど効率的で収益が高いことを記述しております。

34ページは(2)の「耕作放棄地の動向と担い手への農地利用集積の促進」でございます



す。耕地面積が減少している状況、耕作放棄地の状況分析、担い手への農地利用集積は利用権設定によるものが多いこと、企業等の農業参入の状況について記述した部分でございます。

1枚めくっていただきますと、「(3) 品目横断的経営安定対策の取組」として、秋まき麦に係ります申請状況や、対策に対応するための現場の取組について記述をしております。

また、右のページからは(4)の「米政策改革と主要品目の生産と政策」ということで、品目ごとの状況を記述した部分でございます。この36ページでは22年度までの米づくりのあるべき姿の実現に向けました米政策改革の推進について記述しております。

次の37ページでは、新たな野菜対策や果樹対策の概要、それから畜産経営安定対策の見直しについて記述をしております。

次に38ページから39ページにかけては、第3節としまして5年で2割のコスト縮減目標に向けまして、「食料供給コスト縮減アクションプラン」に基づく具体的な取組や、39ページになりますけれども、全農の改善計画の進捗状況について記述しております。

それから、40ページでございますが、第4節として「新境地の開拓に向けた多様な取組」を記述しております。まず高付加価値な農産物生産の取組。1枚めくっていただきまして、41ページでは知的財産の戦略的な創造・保護・活用の取組を進めていることを記述しております。

右のページからは(2)の「バイオマスの利用の加速化と地球環境対策」としまして、我が国のバイオマス利用の現状、それから世界のバイオエタノールの生産の状況を紹介し、ページをめくっていただきまして43ページにありますように、国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた行程表を作成、報告したことを記述しております。また、下の方にありますけれども、我が国の平均気温が100年で大体1.07℃上昇しております。温室効果ガス排出削減対策や森林吸収源対策等の地球温暖化対策の推進が重要であることを記述しております。

それから、44ページは(3)の「農産物輸出の一層の促進」という部分ですが、中国を中心としたアジア向けの輸出の伸びが顕著であること、それから、ページをめくっていただきまして、45ページでは農林水産物・食品の輸出額を1兆円規模とする目標の達成に向けて、品目ごとに輸出先として期待される相手国と課題を明確にした上で総合戦略を策定する必要があることについて記述しております。

次に46ページは、「環境保全型農業の推進」ですが、エコファーマーの認定件数、有機

農産物の格付数量等を示しつつ、現状と問題点について記述しております。

めくっていただいて47ページからは最後の章、「第三章 農村地域の活性化と共生・対流の促進」の部分です。まず、人口の動向といたしまして、人口減少局面の中で地方圏が社会減に加えまして自然減にもなっているといったこと、それから、地方圏から東京圏等へ人口移動がまた始まっていること、それぞれの地域内におきましても中心都市へ人口が移動していることを記述しております。

右のページでは、「農業集落の動向」といたしまして、集落構造の変化による集落活動への影響、それから市町村合併によります地域活性化の取組への影響について記述しております。

1枚めくっていただきますと、中山間地域を中心に被害が深刻な鳥獣被害につきまして、地域住民が一体となって被害防止に取り組み、国や地方公共団体が連携しつつ的確に支援することが必要といったことを記述しております。

右のページは「社会生活基盤の整備状況」ということで、污水处理施設の整備ではまだ都市部と農村部で格差が存在していること、情報通信基盤の整備が都市と農村の共生・対流の取組を進める上でも重要であることについて記述しております。

1枚めくっていただいて、51ページからは第2節に入りますけれども、「地域経済の視点から見た農業の現状」ということで、農業と食品産業が相互に密接な関係にあることを記述しております。

その上で、右のページでは、食農連携の経済効果は食品産業や農林水産業の比重が高い地方圏ほど相対的に大きな効果が発現するというを示して、優良事例を紹介しつつ食農連携の強化の重要性について記述をしております。

次のページ、53ページから第3節に入りますが、まず「農村の多様な資源と農業の多面的機能」といたしまして、農村に多様な地域資源が存在していること、農業生産活動の停滞等により地域資源の多面的機能の発揮に支障を生じる懸念があることを記述しております。

また、右のページでは農家戸数の減少、混住化の進展等の集落の構造変化が集落主体の維持保全を困難化しており、地域一体となった取組が重要であることを記述しております。

その上で、次の55ページでは、いよいよ19年度から始まります農地・水・環境保全向上対策に多様な主体が参画し、幅広い活動の展開が期待されるということについて記述しております。

右のページからは第4節です。最初に、「都市農業の重要性」として、これも新たに項目を立てた部分でございます。都市農業が農業産出額の3割を占めていること、生産面だけではなく交流の場や災害時のオープンスペースの提供等さまざまな役割を發揮しており、その振興が重要であることを記述しております。

それから次のページ、57ページでは、ニーズに応じた市民農園の整備促進の必要性について記述しております。

58ページから最後の「都市と農村の共生・対流の一層の促進」という部分でございます。若者、それから団塊世代を中心に関心が高く、こういったニーズを実現していくために空き家の整備支援など、地方公共団体の支援策が行われているといったことについて記述をしております。

1枚めくっていただいて、59ページでは、グリーンツーリズムの促進の重要性や、子どもに対する農業体験学習が必要ではございますけれども、時間が不足しているとか、農園が確保できないとか、学校や教師の方に農業に関する技術、情報が不足しているとか、そういった課題があることについて記述をしております。

それから、最後にまとめとしまして、60ページでございますように、外部の優れた経営手法や新たな発想を活かしていくことにより、農業経営の安定化とともに担い手の育成・確保、農業・農村の新境地の開拓が図られ、農村地域の活性化につながるとともに農業が21世紀にふさわしい戦略産業になることへの期待について記述をしております。

以上で動向編は終わりますが、続きまして施策編について簡単にご紹介します。

施策編の方は「資料」と書いてあります、「平成19年度食料・農業・農村施策」（案）でございます。この平成19年度施策につきましては、ただいまご説明いたしました動向を考慮いたしまして、食料・農業・農村基本計画の項目等を踏まえて設定をいたしました構成に沿いまして、平成19年度予算、それから今国会提出法案についてとりまとめをしたものでございます。

表紙をめくっていただくと目次がございますけれども、第I章から第VII章までで構成しております。目次の次のページ、下の方にページがふってあり、1ページ目になりますけれども、概説という部分がございます。ここで「施策の背景」や「施策の重点」、「財政措置」や「立法措置」等の概要を記述しているという形になっています。6ページから各章別に講じようとする施策を記述しておりますが、内容については省略させていただきます。

それから、以上のほかに「参考資料2」、一番厚い資料ですが、この後半部分が第2部

ということで、そこでは平成18年度に講じた施策について整理をしております。講じた施策があつて、動向があつて、講じようとする施策ということでございます。

以上、文章の説明は終わりますけれども、最後にちょっとつけ加えさせていただきたいと思ひます。今回の白書におきましてはよりわかりやすく親しみやすい白書にしようということで、いろいろ留意して作成しております。動向編をごらんいただくとわかりますけれども、読者の関心なり興味を喚起するようなコラム、それから現場の実態を浮き彫りにいたします取組事例を掲載しております。事例の数は昨年並みの約50事例を掲げてございます。それから、図表とか写真、イラストをできるだけ活用するようにいたしますとともに、長い文章や専門的な用語、それからできるだけ片仮名用語を避けるといったような考え方でつくっております。また、読みやすいように1ページごとにまとまりをもった記述とし、ページをまたがないようにしております。

白書全体では、めりはりをつけることにより分量の削減を図っておりまして、昨年版に比べましておおよそ3割程度のページの削減を行っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

**○上原会長** どうもありがとうございました。

今ご説明があつた施策の案につきましては、実は当審議会の施策部会で議論してきました。私がその部会長でございますので、簡単に審議経過をご説明しておきたいと思ひます。

この施策部会の目的は、食料・農業・農村基本計画を踏まえた上で施策編と動向編をつくることにあつたわけです。それで、3回にわたりまして審議を進めてきましたので、各回ごとに簡単にご説明申し上げたいと思ひます。

まず第1回目は9月に開かれております。そこでは農林水産省の19年度予算の概算要求や、それから17年度の政策評価結果等につきまして事務局から説明を受けた上で、それから動向編と施策編について作成の基本的な内容をどうするかという審議をしてまいりました。

この審議で特に注目されましたのは、食料自給率の向上に取り組む意義の明確化、それから外国人労働者も視野に入れた農業労働力確保の問題、農村における男女共同参画実現に向けた取組、人材・情報といった都市の資源を農村活性化に活用する必要性、それから農産物販売におけるマーケティング活動の重要性、そして野生鳥獣害対策に係る制度運用について議論がありました。なお、白書の事例やコラムの表現方法について、これを国民

に知らせていくためにどうしたらよいのかという点についても問題が提起されております。

第2回目は11月に開かれております。ここでは事務局の方から「食料・農業・農村の現状と課題」、それから、19年度の予算要求を踏まえた「食料・農業・農村施策のポイント」、さらに施策編をどういう構成で作り上げていくのかということに関して原案が出されまして、それについて審議を行いました。この結果、19年度の施策編については事務局から説明を受けた構成どおりに進めていこうということが決定されました。

この審議におきましては特に次のことが問題提起されております。まず、経営所得安定対策に関する予算や税制の充実。事業者や学校、家庭等が分担して食育に取り組むことの重要性、つぎに、農産物加工機械の開発や飼料自給率向上の必要性、農薬のポジティブリスト制度と費用負担とのかかわり、それから団塊世代や若者と農業・農村とのかかわり、これらについて議論されました。さらに、でき上がったときの白書をどういう形で提供していくのかと、そういうことについても議論されました。

最後に、3月に行われた部会では、今までの議論を踏まえまして事務局の方から動向編と施策編につきまして原案が出され、特に次のようなことがその審議の中では問題となりました。

農産物の国境措置と自給率のかかわり、廃棄物利用に当たってのシステムや制度整備の必要性、それから、コスト削減、実需者ニーズへの対応に資するために品種改良、流通システムをどういう形で改善していったらいいか、外国人研修制度の運用面についての問題、それから、食料のみならず環境問題も含めた戦略産業として農業をどうするかという問題、輸出促進対策や農村における医療・介護対策、さらに農林水産省の広報の在り方をどうしたらいいのか、そういうことが議論されました。

こうした議論を踏まえ、今回の施策編と動向編の原案が基本的に認められまして、修正点については部会長に御一任いただき、これを踏まえた上で今回施策編と動向編が審議会に出されたわけです。

今回の白書は先ほど事務局からの説明にもありましたとおり、農政の大転換期にふさわしい、それを踏まえた新しい幾つかの案が出されており、非常に内容が充実している、それから、これも事務局からの説明にありましたけれども、非常にわかりやすく書かれている、この2点はかなり評価できると私は思っております。それで、今後もだんだんよくなっていくことをうかがわせる白書になっています。

もとより施策というのは、国民の理解のもと、透明性を確保すること、新しい言葉で言えば国民と政府とのコラボレーションによって施策が展開されていかなければならない。その意味では今回の白書はそういう役割を果たしていこうと考えています。

最後になりましたが、施策部会の審議における各委員の精力的なご協力に改めて感謝したいと思います。

以上、審議の経過について簡単にご報告申し上げます。

それで、ただいま事務局から説明があり、それから私の方から審議の経過についてご報告しましたが、これを踏まえた上で皆様方からご質問ご意見を承りたいと思います。

なお、ご発言の際には手を挙げていただきたいと思います。それから私が指名しますので、よろしくお願ひします。なお、発言する際にはスイッチを押していただきまして、発言が終わりましたらスイッチをオフにいただきたい。

それでは、今までの動向編を踏まえた施策編につきましてのご意見、ご質問等ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、山崎委員。

**○山崎委員** 次年度につなげていただけるといいかなと思って、1つ税制上のことで意見を申し上げたいと思います。

この施策編のところにもたしか最初の概説のところでも税制上の措置というのが載っておりますが、これは全体を活性化するための政策的な税制上の扱いだと思います。そうした面のほかに、農業における女性の税制上の立場というのがまた別にあると思います。農家の女性の税制上の立場というのは非常に矛盾したことが集約的に出ているかなと私は思っております。事業主になりにくい問題であるとか、それから専従者給与、つまり家業と企業活動と二足のわらじをはいている場合の税制上の取扱いの問題であるとか、さまざまなことがあると思います。

これらに根幹的な税制上の問題もあり、女性たちの正しい労働の評価を妨げています。そうした評価を勝ち取ることができるかどうかということに非常に大きく関係してきていると思います。

そうした制度上の問題の矛盾を一番抱え込んでいるのが農家の女性で、そういう意味では農林水産省が問題提起していただくのが一番適切な場所にあるのではないかと思うので、ぜひ次年度以降、そんなことも視野に入れていただくとありがたいと思います。

**○上原会長** どうもありがとうございました。

どうぞ、ほかにご意見ご質問等ありましたらお願いしたいと思います。この中で施策部会に参加された方も多いのでかなり議論は尽くされていると思いますが、次年度に向けて参考になることでもよろしいので、ぜひお願いしたいと思います。

どうぞ、平野委員。

○平野委員 私も以前施策部会というところに入らせていただいていたんですが、もう本当にそのとき、もちろんそのときからの積み重ねもあるのかと思いますが、ものすごく見やすくなっています。多分一般の方々に向けてわかりやすいようにということはずっと前から目指していたと思うんですが、本当にここへきて多分これならまず一般の人がまず読んでみようという気持ちになるのではないかなと思いました。

それから、かつては、これは時代の流れでそうなったんでしょうけれども、かつては多面的機能にかかわるところが最後の付録みたいにしつついていなくて、もしかするともうその他という部類に入ってしまうんじゃないかと思うような扱いだったのに対して、今はかなりページ数が割かれています。このことはとてもいいことだと思ったのは、特に前の方に出てきているということですね、一番最後に載っているのではなく。それは一般の人たち、農業の専門家は別として、一般の方々というのは多分農業の多面的機能というところからの方が理解しやすいのではないかと思うんですね。その理解しやすいところを何か一番後ろに付録みたいについているのはもったいないなと前から思っていたんですが、今回のこの施策の案ではとても充実した形で書かれています。

多分その部分を読むことによって一般の人たちが農業というのは地球や人によい結果をもたらす多方面のものの源になっているということ、したがってさまざまな分野に貢献できるものであるということを理解してもらいやすいのではないかと思います。

あとは、せっかくこれだけまとまりのいい読みやすいものができたのですから、あとはこれ以上わかりやすくしようとかどうしようということよりも、むしろこれを活用しなければせっかくつくったものがもったいないと思うんですね。一般の人々の間でどうやったらこの中に書かれていることが身近な話題にのぼるのだろうか、そんなことを何か仕組みづくり、マスコミに頼るだけではなくて、もちろんマスコミの力もお借りしたりすることは必要ですが、それだけではなくて何か身近なところへ浸透させていく、口コミの仕組みづくりなどしていけたらと思います。

すばらしいこの案をおまとめいただきまして、ありがとうございますというのは変ですが、これは一般の市民としてありがとうございますと言いたいのと、お疲れさまでした

と申し上げたいと思います。

○上原会長 どうもありがとうございました。

駒谷委員、お願いします。

○駒谷委員 これからのことについて少しお話ししたいと思うんですけれども。先ほどもご説明がありましたように、F T AとかW T Oの関係なんですけれどもね、昨今の新聞にメキシコのとうもろこしの価格が上がって大変だというのが出てますよね。あのメキシコはアメリカや何かと自由貿易協定を結んでいて、そして食品とともに食料産業が共存共栄できるようにという締結を結んでいる国にあっても今の新聞のような状況が出るわけなんですから。今後においてオーストラリアあるいは世界と結んでいくときに、十分国内の生産物の基盤というものをきちっと考えながら交渉に臨んでいただきたいという要望を出しておきます。

○上原会長 ちょっとこの段階で今の貿易関係について情報提供をお願いしたいと思いません。国際部の方、いかがでしょうか。

○山下国際部審議官 国際部の審議官をしています山下と申します。W T OとかF T A、今交渉中でございますけれども、交渉に当たりましては日本の農業にできるだけ悪影響を与えないようなことを十分に念頭に置いて交渉しておりますので、今後日本の農業に対して悪影響を与えないようにしっかりやっていきたいと思えます。

○駒谷委員 おっしゃることは十分わかりましてね、メキシコだって同じ考え方のもとにこの自由貿易協定をしたと思うんですよね。ですけれども、結果としてアメリカのとうもろこしが安く入ってくるはずだったんですけれども、エタノールやそういう燃料の方に回っちゃって高騰しているということですよ。

ですから、やはり日本もそういうことがあり得ると思うんですよね。ですから、その辺の対策をきちっと今後の農政でやってほしいということを行っているんです。

○上原会長 どうもありがとうございました。

どうぞ。

○小林事務次官 今の委員のご指摘には幾つかの切り口があると思うんですが、1つはW T O、F T Aという現実にああいう市場アクセスを中心にしたお互いの関係をどういうふうにつくっていくかと。この意味では私どもいろいろな国内にどういう影響が出るかというのは、例えば経済財政諮問会議等でいろいろご議論して、それに対して私ども説明しています。したがって、そういう悪影響を頭に置きながら守るべきものは守るという形で交



渉していかななくちゃならない。

ただ、そのときにやはりWTOにしるFTAにしる協定をちゃんとつくってやっていくということが国全体としてまず必要なんですね。その中で全体としてバランスのいいものをつくりながらそういった非常にセンシティブなところは守っていくというそういう構図ですから。一方でやはり国内の農業もできる限り頑張るところは頑張っって体質強化しますよと、これも片方でちゃんと進めながら国民全体の理解を求めていくと、この2つの作業が大事になろうと思ってしまして。先ほどの冒頭触れました「新農政2007」というのはそういう考え方で体質強化も一緒に出すよということをやっているんですが。

それから、もう1つは今の世界全体の食料の需給問題あるいは温暖化に伴う、そういったところをどういうふうに見ていくのか。その中には温暖化もあれば例えば途上国が非常に経済発展してきていること、それから今のバイオエネルギーとの関係ですね、さまざまな要因ができていますから。確かにそういうのをどういうふうに国際的な状況、それが日本に対する影響というのをきちんとつかまえて、どういった対策をしていくのか。そのときには貿易問題もありますし、国内の体質強化もあるし、全体の食料バランスの問題と、これ総合的な対策なので、そういったことはそういったことでちゃんと私ども検証していきたいと。それが先ほど申しました「新農政2007」の国際的食料事情の変化をちゃんと捕捉して、国民食料会議というような場でそういったところを理解を求めながら施策を進めていく、そんな形も打ち出していこうというふうに考えているところであります。

**○駒谷委員** 今の件なんですけれども、事務次官から説明いただいた件なんですけれども、結局国民全体として今オーストラリアとFTAを結ぶことによって国民にはどれだけのメリットがあってどういうふうなデメリットがあるのか、そういうことがどうしてもあまりはっきりわからなくて、なぜこれを進めなきゃならないのかというのが僕は国民理解している人は少ないのかなと思うものですから。そういう意味におきまして、その辺についてもぜひわかりやすくお願いしたいなと思います。

以上です。

**○上原会長** それでは、里吉委員、手を挙げていらっしやいましたのでよろしく申し上げます。

**○里吉委員** 3月の施策部会欠席させていただいたんですけれども、それより以前の部会の中でいろいろな図表類の二次活用のためのデータのCD化ということをご提案したと思うんですが。この件はいかがなっておりますでしょうか。

○上原会長 事務局から、どうぞ。

○中村情報課長 施策部会におきましてCD化についてのご提案がございました。今回の市販本を発行するに当たりまして、これまで紙媒体で提供しておりましたデータの部分につきましてはCDに入れて販売するというので今作業を進めておりますので、二次活用をよりしていただける状況になるのかなと思っています。

○里吉委員 どうもありがとうございます。

あと二、三点ちょっと申し上げたいんですが。私は都市と農村の共生・対流ということに非常に関心を持っておりまして、できましたらこれなかなか数値目標とか成果の目標を掲げられない性格のものであろうかと思うんですけれども、この都市と農村の共生・対流について、できましたらまた次回何らかの評価手法というのを考えていただいて、次回の白書等でそれらをご紹介いただければ、より政策目標も明確になるのではないかというように考えております。

それともう1つは、実は3月に中国地域で、これは経済産業省の中国经济産業局主催で農工商連携のシンポジウムが広島市で開かれました。この中で経済産業省の所轄であります独立行政法人中小企業基盤整備機構、こちらが下関にございますアグリセゾンさんという、これ水耕栽培の野菜をつくっておられる会社、この会社の経営支援を行った事例を発表されました。この中小企業基盤整備機構にとりまして恐らく農業分野の企業に対しての初めての支援事業というように関係者からお聞きしております。

このアグリセゾンさんの水耕栽培の会社なんですけれども、数年赤字で大変困っておられました。まず経営的に困っていたということと、特に困っておられたのは販路拡大ということ。水耕栽培の野菜をどこに売ればいいのかとかどういう形で売ればいいのかと、そういうような経営課題に対してこの中小企業基盤整備機構の専門スタッフが各分野で集中的にこの1年、経営支援をされました。その結果、このたびみごとに黒字に転換いたしました。こういうような事例報告がこの3月に広島で機構の方からあったんですけれども。

特に農業経営の中でこの白書、そういった経営がこういった行政あるいはいろいろな識者のアクションによってこういうプロセスでここをこうしたことによって農業経営がこういう形で改善されたとかいった経営改善に関する事例報告であるとかあるべき支援の姿であるとか、そういったものも今後の白書の重要な務めではないかというように思います。

これは言葉を変えれば、農業という経営の、農業という事業の中で複数の省庁が縦割りではなくて横の連携、今回の事例で言えば農林水産省、そして経済産業省、この2省が手を

携えてこの水耕栽培業者をバックアップしたと、これがみごとに成果を導き出したという  
ような事例ではないかというように考えております。

それともう1つ、審議の最後にご提案なんですが、かなり膨大な、例えばこの資料1つ  
とってもそうですけれども、膨大な量のペーパー資料が発行され送付されてまいります。  
恐らくこの委員の中で半分以上の方はメールを使っておられると思いますので、先ほどの  
白書のCD化とも関連するんですが、そろそろこの審議会の進め方もペーパーレスに移行  
する準備をする時期にきているのではないかと。送られる方の手間ひま、そしてそのコスト  
もかなりのコストになろうかと思っておりますので、この審議会のIT化ということもぜひ会長  
にお考えいただければというように思います。

以上です。

○上原会長 では、吉川委員、お願いします。

○吉川委員 先ほどFTA、EPAのことが話題になりましたので。昨年か一昨年か忘れ  
ましたが、政府の会議の中でEPAについて私推進するべきだという意見を表明したんで  
すが。どういう考えを持っているかということをご説明させていただきたいと思いま  
す。

具体的に出ましたオーストラリアについては農業については大変厳しいということはそ  
のとおりなんですが、詳しいことは申しませんが、要するにオーストラリアという国は日  
本にとって、いわゆる地政学的な意味でも大変重要なパートナー、この21世紀において日  
本にとって大変大切な国だという事情があるという認識を持っております。

それと、EPA、FTAですが、これはご承知のとおりWTOが行き詰まる中でどんど  
ん各国進んでいるわけですが、全体として見ればWTOも含めていわゆるグローバリズム  
の流れということですが、これはとめられないと思います。これは天下の大勢であって、  
これに逆らうということは例えて言えば幕末に鎖国を続けると、攘夷をすると  
言っているのと同じことであって、これは天下の大勢でこれに従うというのが基本的な立場、日本の  
正しい立場だろうと私は考えております。

ただし、その中でいわゆる完全な自由貿易といいますか、日本の農業がどんどん縮小し  
ていけばいいというふうに私が考えていないことはもとよりであって、また大多数の国民  
の方々は日本の農業に頑張ってもらいたい、こういうふうに思っているんだろうと思いま  
す。

ですから、国際化の流れは大勢としては受け入れた中で、日本の農業がしかるべく強く

なると、こういうことでなければいけないということだと考えております。その点で、今年のこの白書が指摘されているとおりに、実は長い目で見ますと農業の需給関係というのは大いに変わってくる可能性がある。私もそのとおりでだろうと思います。既にバイオマス、エタノールの話もちょっと出ましたけれども、また食料の状況というのがグローバルにどういうふうに推移するか、予断を許さない、地球温暖化とかそういうことを念頭に置いているわけですが。したがって、その農業というのが、変な表現ですが、1周遅れでトップに立つということは十分にあり得ると考えているわけです。

ただ、そういう中で、これまた表現はちょっと問題あるかもしれませんが、やはり日本の農政というのは2周遅れというようところが少しあるのではないかと思います。その問題がどこにあるかという、農政というのは日本の農業、とりわけ国際化の中で強くする、しっかり守っていくというためにある施策、政策であるわけですがけれども、これは農業に限らないんですが、やはりそのときのそれを担っている人の既得権益と、本来産業なりその分野をしっかり育てるということが違うことなんです、切り離せない。これは農業だけに限らないと思います。例えば医療というものをとってみても、日本の医療システムはしっかりしなければならないということが1つ。しかし、現に医療分野でさまざまな既得権益が絡んでいる、こういう問題がありますね。他人ごとだけでなく、私は教育でもあると思います。自分自身が属している大学のようなものも含めて教育の分野でもあると思います。日本の教育をしっかりしなければいけない、これは当然のことが1つあるわけです。と同時に、現在そこで教師をしている人あるいは周辺のいろいろな分野で教育に携わっている方の既得権益というのはやはりあるわけです。それを守るということと教育を守るということは別のことなんであって。

繰り返しますが、農業に限らないんですが、日本の農業をしっかり育てるということと、現在農業に携わっている方、真の担い手のような方は、それは結構なんですが、例えば農地と言われる土地を所有している人、そういう表現をすれば、そういう方の既得権益と全く別のことということがあり得るんですが。そこいら辺をやはり日本の農政というのはしっかりと断ち切って、農業をしっかり育てる。

しかも、繰り返しますが、大勢としては国際化の流れを受け入れて、その中で日本の農業をしっかり育てていくという形でやっていただけたらと思っています。

○上原会長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。それでは、米倉委員、お願いします。

**○米倉委員** 私は、日本経団連で農政問題を担当し、合わせて経済連携推進委員会の委員長をしております。日本経団連では御手洗会長を団長に、私も参加して、本年2月にオーストラリアにミッションを派遣いたしました。そして、我が国経済界として、その後4月に始まった日豪間のEPA交渉の下地作りのための話し合いをして参ったわけです。

先ほど吉川先生のお話にもありましたように、天然資源あるいはエネルギー、食料等の長期にわたる安定供給の確保という観点から、我が国にとってオーストラリアは戦略的に極めて重要な国でありますし、また、現在、日、米、豪の間で突っ込んだ協議が行われていると伺っておりますアジア地域の安全保障の観点からも、ますます重要な国となっていくことは間違いありません。

少子化、人口減少という環境の中で、我が国が活力を維持、向上させていくためには、どうしてもアジア、特に東アジア地域の高い成長率を取り込んでいくことが必要だろうと思います。

オーストラリアとのEPAもそうした目で見ていくのがよいのだろうと考えます。なんでも、オーストラリアと米国とのEPAでは、かなりの除外項目や特別の緩やかな関税引下げの措置が講じられていると伺っております、オーストラリア政府もその点については、十分日本のセンシティブアイテムについて考慮すると、言っていました。農政問題の担当である私からも、緒についたばかりの我が国農業の構造改革の進展にマイナスの影響を与えないように配慮していただきたいと、お願いしておきました。

それからもう1つ申し上げておきたいのは、オーストラリアにおきましては、既に日本の農園が茶畑を経営したり、酪農家が和牛を育てて日本に逆輸出しているということです。彼らはもちろん、オーストラリア国内でも販売してしまして、そうした意味では今後、我が国農業の海外進出、グローバル化が大いにあり得ると期待しています。

我が国の製造業は国内ばかりではなく、常に国外からの競争にもさらされているのですが、これに比べ、農業は保護政策に守られ続けてきたと思います。今後何らかの形で地域間あるいは個々の農家の間に競争を取り入れていく。そうすることによって技術面あるいは物流面でもさまざまな改善策が出てくるのではないかと考えます。

**○上原会長** どうもありがとうございます。

それでは、松本委員、お願いします。

**○松本委員** 新参でこれまでの施策等のご検討にも参画してませんので、次年度以降に向けてのちょっと要望といいますかそういう面で発言をお許し願いたいと思っております。

いろいろ多々各委員からご発言ございますけれども、1つ関心と申しますか持っておりますのは、食の安全・安心と、これが大変国民ベースでもまさにすぐ頭にイメージするという事になっているのでありますけれども。その場合、食の安全・安心といった場合、やはり簡単に言いますと消費の安全・安心、これが大変クローズアップされているわけですが、よくよく考えますと、やはり生産の安全・安心と申しますかそういうファクターもやはり忘れちゃならないのだと思うんですね。そういったときに、日本の農業という一口で言って日本の農業とくられるんですけども、どうも農業という特性、農政というのが存在するのと裏腹なんですけれども、日本の農業も中山間とかあるいは平場とかあるいは今日国土交通省さんもおられますけれども、都市農業とか、大変条件が違うんですね、この段階ではですね。そういう条件が違うところをもう少し整理していろいろと施策なり提案を出していかないとどうも混乱した形で日本の農業はどうだというふうな間違った情報が伝わるのではなかろうかと、こういうふうな懸念も最近持っているものですから、ぜひそのあたりについてご配慮願いたいと思います。

○上原会長 それでは、渡邊委員。

○渡邊委員 先ほど来オーストラリアとの交渉の話も出ておりますけれども、「平成19年度食料・農業・農村施策」(案)47ページに書いてあるとおり、昨年来農林水産省としても譲るところは譲るあるいは守るべきところは守るんだというスタンスを明確にしているわけで、そういう意味ではオーストラリアとの交渉の中で農産品4品目の問題、非常に生産者なりあるいは食品加工業者に大きな影響を与える。そこで譲っていくということになれば自給率の問題も到底プラスに転じるというふうなことではなくてなし崩しになっていくわけで、我々とすれば既得権益云々ということではなくて、日本の農政全体をどうするかという意味ではこのオーストラリアとの交渉の中で守るべき部分は守るんだということをきちんと表明していくと。あるいはそういう姿勢で交渉に臨んでいただくことを強く要望したいと思います。

○上原会長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがですか。

それでは、吉川委員。

○吉川委員 先ほど米倉委員のお話を伺っていてちょっと思い出したものでもう一度発言させていただきますが。米倉委員のお話の中に出てきたオーストラリアで日本人の生産者が農産物をつくっている、例えば日本茶というようなものをつくって日本に輸出というん

でしょうか、日本から言えば当然輸入になるわけですが。そうしたことをやっているというお話がありました。以前にこの会議で発言させていただいたと思うんですが、製造業の場合にはそうしたものを当然日本の製造業の生産物として少なくとも統計はあるわけですね。つまり、トヨタが現地生産しているという場合、それは当然トヨタの生産の一部としてちゃんと統計はある。ですから、農水省でも少なくとも統計はそうした統計くらいはつくるべきではないか、あるいはつくっていただけないかというお願いをしたと思うんです。

2000年の頭だったと思いますが、セーフガードの問題というのがあって、中国からたしか生しいたけと豊表とねぎだったですかね、3品目に関してセーフガードの問題出たんですが。あれも中国でつくられて中国からの輸入の問題だったんですが、資本もそれからノウハウも全部日本なんですね、日本の商社とか。つまり、土地と本当に製造業的な言葉で言えば労働者、土地と労働者は確か中国のものですが、資本も技術もすべて日本で、結局日日問題、日中問題というよりは日日問題だったと。そのときに余談ながら、生しいたけというのは中国では食べないということを読んでびっくりしたんですが、あちらでは干したのしか食べない、生しいたけは日本人だけが食べるので日本用にその技術をわざわざして日本の商社が日本に輸出してということのようですが。

いずれにしても日本の会社あるいは日本人の農家の方、今は少ないでしょうが、日本の資本、日本の技術、そうしたものが海外で日本用の農産物をつくって日本に持ってくるというようなもの、少なくともこうしたものについてどれくらいあるのか、実態がどうであるのかというその実態把握については農水省で数字等を押さえて公表していただけたらと、これはリクエストですけれども、お願いいたします。

○上原会長 これは非常に重要な問題だと思いますが。

○西岡統計部統計企画課長 農水省の統計部統計企画課長の西岡でございます。特に食品産業は海外で事業活動が非常に展開されているということで、先生のお話もございまして、統計部として19年度から新しい調査で、特に東アジアとの関係で、食品いろいろな形で輸入されている実態がございまして、そういう企業の実態も含めて全体の日本の食品の輸入も含めた実態を企業調査を中心に新たに統計調査として設けまして公表するという形で新たにしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○上原会長 情報課長、どうぞ。

○中村情報課長 ちょっと戻りますけれども、里吉委員の方から何点かございましたけれ

ども、まず都市と農村の関係に関して目標みたいなものが記述できないかというお話がございました。先ほど次官のあいさつの中にもありました、「21世紀新農政2007」ができておりますけれども、その中の「農山村地域の活性化」という項目の中で、「今後5年間に全国の市町村の過半で居住者、滞在者の増加につながる農山漁村の活性化に向けた新たな取組を創出することを目指す」と記述されておりますので、ほかにもまだ考えられるかもしれませんが、来年の白書ではそのような記述をしていくことを考えたいと思います。

それから、もう1つ経営改善の事例についてご紹介がありましたけれども、今回のこの白書の中では新規就農者ということに視点を当てまして、そのステップアップの過程というものを事例も踏まえて紹介しているということでございますが、ご指摘のようなことは掲げてございませんので、全国的にそういうのが整理できるかどうかも考えながら、次の白書の課題にしていきたいと思っております。

それから、IT化の問題は委員の皆様のIT環境がどうなのかという問題もございしますので、そういう実態をこちらの方でも把握しつつ、どういうことができるのかまたはできないのか頭に入れて、次回以降の運営に活かしていきたいと思っております。

**○上原会長** どうもありがとうございます。

それでは、伊藤委員、お願いします。

**○伊藤委員** 今、IT化の話が出たので農家と農業の情報化についてちょっとコメントをさせていただきたいと思っております。この動向編におきまして「平成18年度食料・農業・農村の動向」(案)230ページに情報通信という報告の部分がございしますが、こちらではある程度インフラの整備についての報告がなされてあります。ところが、インフラについてのいろいろな整備というのが進んでいるんですが、実態というのが今情報課長の方からお話があったように、逆に個々の農家あるいは農業に従事している方たちのIT化、情報化ということについてはちょっとまだ遅れているのではないかと思います。

この動向編の例えば125ページの「新境地の開拓に向けた多様な取組」というところでは、例えば「高付加価値化の取組」というところではインターネットなどで「お取り寄せ」が大変人気であると。それについて消費者のニーズに対して高い栽培技術を利用した高付加価値化を行うというふうにありますけれども、結局こういった情報化について情報化で対策するのではなくて、「いいものをつくれますよ」と、相変わらず生産という立場で受け身していると。同じくその下のところに消費者は安全志向であるというところに対してもトレーサビリティの話題がありますけれども、こういったトレーサビリティの話題で皆さ



んが安全志向でありますよというときに、じゃあ生産者は頑張って生産しなさいという、あるいは生産していますよという形の報告になっているんですが。こうしたものにやはり世間一般、特に都市部の消費者はIT化、情報化が進んでおりますので、やはり農業分野でもこういったIT情報化というものを進めていかなければいけないのではないかと。

これは農村振興という部分だけではなくて、いろいろな側面で農業における情報化というものはどうあるべきかということは考える課題ではないかと思えます。

それから、もう1つは、担い手ということを考えてときに、例えば農業学校とか大人の人たちの支援対策、それから逆にぐっと子どもに対しての食育というと小学生ぐらいが対象になってしまって、途中の高校生とか大学生という部分については非常に手薄な印象を受けます。この農業高校ですとか農学部がある大学あるいは農業大学というのは文部科学省の管轄になるのではないかと思うんですが、そうした部分でこれから大学卒業してから例えば普通の一般の教育を受けた人がそこから農業に関心を持つということではある意味遅くはないんですけれども、せっきく農業の勉強をした人たちがもっといい就職の仕方をする、あるいはもう若いころから農業に対しての勉強をしたいという人たちがどんどん出てくるということでは文部科学省と一緒にこの中学生、高校生、大学生といった世代に対しての農業のPRというのを農林水産省ももっと積極的に行っていくべきではないかと思えます。

そうしたところにおいてもやはりIT情報化というものに対する考え方、対策、それから取組方ということも課題としてあるかと思ひまして。それにおいては経済産業省ですとか総務省のいろいろな試みもやはりリンクしてくる部分が多いと思ひますので、省庁同士の情報交換もこれまたIT情報化というものを踏まえた上で考えていくのがよろしいのではないかと思ひました。

**○上原会長** どうもありがとうございました。これからの重要な政策課題として承っておきたいと思ひます。

では、三野委員、願ひします。

**○三野委員** ただいま省庁連携の話が出ましたが、今日は国土交通省の方も環境省の方も出ておられると思ひますので、お差し支えのない範囲でお教へ願ひすればと思ひます。既に昨年度来法律改正が行われ、国土総合開発法が国土形成計画法という形に変わり、全国国土形成計画についてはもう既に策定が終わって、広域地方圏の計画策定の作業が進んでいるとお聞きしております。国土管理、特に中山間地域とか農村地域は国土管理と大変深い

かかわりを持っていると思います。以前の国土総合開発法の時代には国土庁の中で農業政策の絡みとの関係も非常にわかりやすい形になっていたんですが、新たな国土形成計画ではその当たりが少しわかりにくくなっているように感じます。この国土形成計画の中で、特に国土政策と地域政策、食料・農業・農村政策との関係というのが今ひとつ私自身理解できないところもございまして、もし簡単にその辺のかかわりを教えていただければと思います。

○上原会長 では、農村振興局お願いします。

○齋藤農村振興局企画部長 直接国土形成計画を担当しているわけではございませんけれども、実情を申し上げますと、今、三野委員からお話ありましたように、国土形成計画のとりまとめということでございます。その中で国土審議会等がございまして、各省からのヒアリングといったこともございます。その中には例えば農村振興、それから中山間地域の振興、中でも中山間の直接支払いとか、地方振興の在り方、そういったことについてヒアリングもございましたし、私どもも意見交換させていただいてかなり紙幅を割いていただいてそれなりに記述されている状態とっております。

冒頭ございましたように、各省連携が非常に大事だと思っておりますし、国土政策と農業政策、農村振興政策を結びつけて、より農山漁村の活性化を図ることが大事だと思っておりますので、今後ともそういった方向で国土交通省とも詰めさせていただきたいと思っております。

○上原会長 どうぞ、ほかにございませんでしょうか。

ほかにないようでありましたら、多分皆さんからどうしても1つ言いたいということがありましたらぜひお願いしたいと思います。

ないようですので審議を終わりました、私の方から「答申」(案)を皆さんに提出したいと思いますので、よろしく申し上げます。

(答申案配付)

○上原会長 皆さんに私の方からの答申の案が配付されましたけれども、皆さんのご意見を聞いておりますと、原案の方向を認めた発言が多く、また、平野委員からなかなかいい出来だというお言葉もありましたが、それに反対する意見はゼロでございました。ご注文の多くは、次年度に向けて考えてくれという非常に好意あるご意見だと判断できます。こうしたことを踏まえまして、「平成19年度食料・農業・農村施策」については、別紙のとおり定めることが適当である、ここで別紙とは原案を指します、という形で答申したいと

と思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○上原会長 それでは、どうもありがとうございました。

この公表までにはいろいろな情勢の変化がありまして若干変更があると思いますが、それは私にお任せいただきたいと思います、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

(「異議なし」の声あり)

○上原会長 それでは、そのように取り計らわせていただきますので、今皆様方に配付しました答申(案)を当審議会の決定としまして農林水産大臣に提出させていただきます。よろしくお願ひします。

(事務局が上原会長から決裁をいただき、「答申書」を上原会長に渡す。)

○上原会長 それでは、答申を読みます。

農林水産大臣

松岡 利勝 殿

食料・農業・農村政策審議会会長

上原 征彦

平成19年度食料・農業・農村施策の答申について

平成19年4月11日付け19情第4号をもって諮問のあった「平成19年度食料・農業・農村施策」について、下記のとおり答申します。

記

平成19年度食料・農業・農村施策について、別紙のとおり定めることが適当である。

(上原会長から小林事務次官に「答申書」手交)

○上原会長 どうもありがとうございました。

それでは、小林次官からごあいさつをお願いいたします。

○小林事務次官 食料・農業・農村政策審議会の委員の皆さんにおかれましては熱心なご議論をいただき、本当にありがとうございました。心からお礼申し上げます。

ただいまご答申いただきました「平成19年度食料・農業・農村施策」につきましては、今後閣議決定などの手続を経まして、国民の皆様のご理解とご支援をいただきながら、その推進に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

これまでの皆様方のご尽力に対しまして重ねて御礼申し上げますとともに、今後とも農政の推進について引き続きご指導ご鞭撻をいただけますようお願い申し上げます。本当にありがとうございました。

○上原会長 ありがとうございました。

それでは、事務局の方から。

○中村情報課長 白書の公表の時期でございますけれども、今後必要な手続を踏んでまいりますと大体5月の中旬ごろになろうかと思えます。よろしくご理解いただきたいと思いますし、私どももせっかくなのでPRに努めてまいりたいと思えます。ぜひ委員の皆様にも何かの機会にPRなりご活用いただければ幸いです。よろしくをお願いいたします。

○上原会長 それでは、皆さんどうもありがとうございました。

これで閉会させていただきます。

—了—